

堺個審答申第108号

(答申第144号)

令和4年 1月24日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市個人情報保護審議会

会 長 矢 口 智 春



答 申

令和3年12月10日付け堺イノ推第4123号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の再評価等に対する第三者点検について
分 類	条例第35条第2項【個人情報保護審議会意見】 ※特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項の第三者点検 <関係法令> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価指針第6-2(2)【特定個人情報保護評価（重要な変更）】 ○特定個人情報保護評価に関する規則第15条、特定個人情報保護評価指針第6-2(4)【5年経過による再評価】
担 当 課	ICTイノベーション推進室 マイナンバーカード普及促進担当
審 議 日	令和3年12月10日（第192回） 令和4年 1月21日（第193回）

審 議 結 果

審議会の結果

堺市長が令和3年12月10日付で堺市個人情報保護条例35条2項に基づき諮問した「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の再評価等に対する第三者点検について」は、特定個人情報保護評価指針に基づき点検を行った結果、特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、同評価書の記載内容は妥当であると認める。